

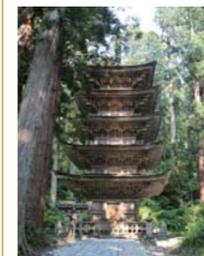
Tsuruoka
Shinkin Bank
Disclosure

2019年版

ディスクロージャー誌



つなぐ力で100年幸せな街づくり
鶴岡信用金庫



目次

01 目次・概要・基本方針・基本理念・経営理念
 02 ごあいさつ
 03 鶴岡信用金庫と地域社会(おすすめ商品・土曜相談プラザ)
 05 2018年度の経営環境と業績
 07 当金庫の健全性について
 09 リスク管理債権および金融再生法開示債権
 11 総代会制度
 12 総代会ニュース
 13 当金庫の地域貢献活動について
 17 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況
 18 店舗網マップ
 19 主要な事業の内容、商品・業務のご案内 [サービス業務]
 20 商品・業務のご案内 [ご預金]
 21 商品・業務のご案内 [ご融資]
 22 商品・業務のご案内 [預かり資産業務]
 23 主な手数料一覧
 25 内部統制について
 26 法令遵守(コンプライアンス)の体制
 27 リスク管理の体制
 29 金融ADR制度への対応
 30 鶴岡信用金庫環境方針・反社会的勢力に対する基本方針
 31 あゆみ

〈資料編〉

33 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての理事長確認書
 33 独立監査人の監査報告書
 33 貸借対照表(2期分)
 34 損益計算書(2期分)
 35 剰余金処分計算書(2期分)
 35 貸借対照表の注記
 38 損益計算書の注記
 38 報酬体系について
 39 主要な経営指標の推移
 40 直近の2事業年度における事業の状況
 43 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項
 49 本部組織図・役員
 50 開示項目一覧
 51 店舗・ATMコーナーのご案内

概要

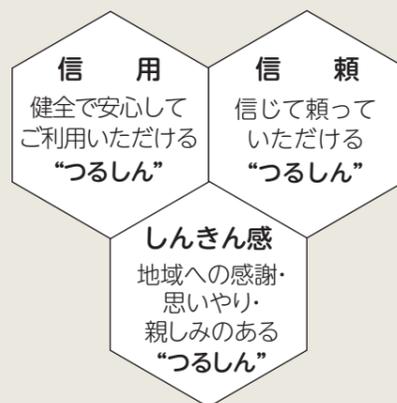
(2019年3月31日現在)

- 創 立 大正15年11月11日
- 本 店 鶴岡市馬場町1番14号
電話(0235)22-2350
- 店 舗 数 18店舗
- 会 員 数 23,081人
- 職 員 数 198人(男子122人 女子76人)
- 営業地区 山形県庄内地区、新潟県村上市
(旧岩船郡山北町に限る)
- 事業内容 会員組織制の地域中小企業及び
個人専門金融業務

基本方針

鶴岡信用金庫は
 地域金融機関に徹し
 最高の奉仕と運営とをもって
 地域社会の繁栄に貢献する

基本理念



経営理念

「信用・信頼・しんきん感」の
 基本理念のもと
 「地域の中で最も身近で、便利で、
 頼りになる」地域金融機関として
 評価を得ること。

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より鶴岡信用金庫をお引き立て賜りまして、誠にありがとうございます。

本年度も「つるしん」に対するご理解を一層深めていただけますよう、「2019年版ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌では、「2018年度の業績」、「地域貢献に関する情報」、「総代会に関する情報」、「コンプライアンス体制」、「リスク管理体制」などを取りまとめておりますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2018年度の経営計画は、第20次経営強化推進3ヵ年計画の初年度にあたり、『持続的な安定収益の確保』を基本テーマに掲げました。

具体的には、地域社会に対して顧客ニーズ対応の様々な金融サービスを提供すること、質の高い金融サービスを提供し続けるための収益体質を構築すること、経営の透明性を高め、健全な財務基盤の確立を堅持するとともに、法令等遵守態勢の更なる強化を図ることによる強固な内部管理態勢を構築することに努めてまいりました。

加えて、協同組織の地域金融機関としての基本方針や経営理念等のもと、意欲と情熱を持って地域や中小企業の課題解決に取り組む職員を育成すること、地域社会の持続的な発展に貢献することを経営目標として取り組んでまいりました。

2019年3月期の決算は、お陰様をもちまして、当期純利益459百万円を計上し、自己資本比率は28.27%を堅持することができました。

今後も、当金庫の経営理念であります「地域の中で最も身近で、便利で、頼りになる」地域金融機関としての評価をいただけますよう、その実現に向けて役職員一同力を合わせて専心努力してまいります。

皆さまには、当金庫へのご理解を一層深めていただき、今後とも尚一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2019年7月



会 長
加藤 捷男
 Katsuo Kato

理 事 長
佐藤 祐司
 Yushi Sato

「つるしんは、いつも

■地域社会の再生・活性化をめざして

当金庫は、山形県庄内地区ならびに新潟県村上市(旧岩船郡山北町に限る)を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

■地域からの資金調達

地元のお客さまからお預りした大切な資金(預金積金)は地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のためのお手伝いをしております。

当金庫では、地域のお客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、これからもお客さまのニーズに合った新商品の開発や、サービスのより一層の充実を図ってまいります。

地域のパートナー」

■地域への資金供給

お客さまからお預け入れいただいた預金積金につきましては、地域のお客さまの様々な資金ニーズに応え地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行い、お客さまや地域社会に還元しています。

また、地域社会の一員として、地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

さらに、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



【金融経済環境】

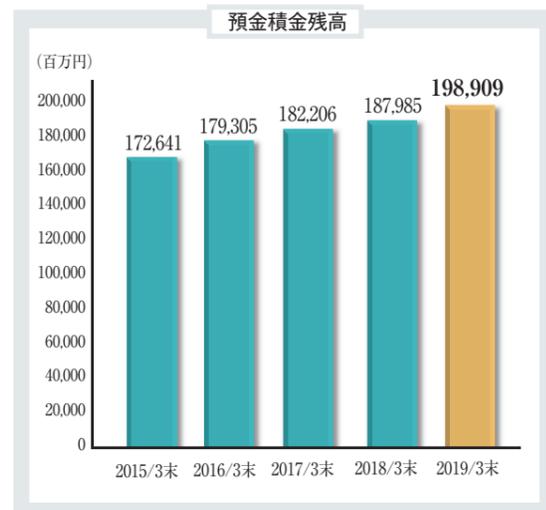
我が国経済は、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、きわめて緩和的な金融環境と政府の既往の経済対策による下支えなどを背景に、緩やかな回復基調が続いています。

山形県内の経済は、個人消費や生産活動が緩やかに持ち直しており、雇用情勢についても着実に改善している状況にあります。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、回復に向かうことが期待されます。しかしながら、地域経済を取り巻く環境には、一部に厳しさも見られました。

【業績】

◎預金

預金については、個人預金が対前期比2,070百万円増加し、法人預金については、一般法人並びに地方公共団体向けの預金が増加したことにより、対前期比では8,853百万円の増加となりました。その結果、預金全体では対前期比10,923百万円(5.81%)増加し、1,989億円となりました。

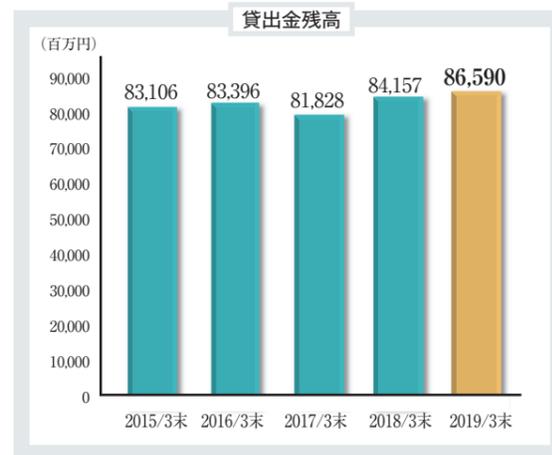


◎貸出金

個人向けの貸出金については、消費者ローン等への積極的な取組みを行った結果、対前期比28百万円増加しましたが、反面、個人事業主向けの貸出が資金需要の低迷等の要因もあり、対前期比297百万円減少しました。その結果、個人向け貸出金全体では対前期比268百万円の減少となりました。

法人向け貸出金については、運転資金や新規設備資金等について積極的に取組んだ結果、一般法人向け貸出が増加し、対前期比2,701百万円の増加となりました。

以上の結果、貸出金全体では対前期比2,432百万円(2.89%)増加し、865億円となりました。

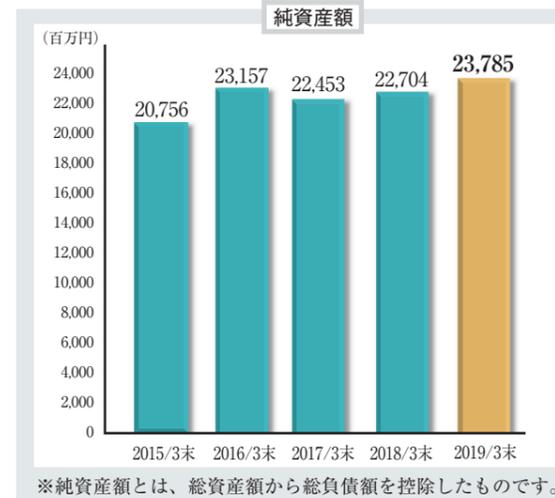


◎損益

収益面については、市場金利の低下や他金融機関との競合等、引き続き厳しい収益環境にある中で、業務の効率化の推進と経費削減等に努めた結果、経常利益532百万円、当期純利益459百万円を確保することができました。

◎会員・自己資本(純資産)

協同組織金融機関の基本であります会員数は23,081人、普通出資金は14億26百万円であり、内部留保を含めた純資産の額は237億85百万円となりました。



【事業の展望及び当金庫が対処すべき課題】

2019年度は第20次経営強化推進3ヵ年計画の2年目であり、『大転換の時、自らが大きく変わる時』を経営計画の基本テーマに掲げ、取り組んでまいります。

当金庫における経営課題としては、安定した経営を持続するために更なる収益力の向上を目指すこと、組織力の発揮による経営効率及び業務効率を向上させていくこと、不良債権の整理を加速化することが挙げられます。

これらの経営課題を解決し、当金庫の経営理念である『地域の中で最も身近で、便利で、頼りになる』地域金融機関として評価をいただけますよう取り組んでまいります。

四季折々に美しい自然豊かな庄内には、風情豊かな温泉地が点在し、年間を通し全国から多くの人が訪れています。



鶴岡の奥座敷 湯田川温泉



白砂青松の温泉郷 湯野浜温泉



日本海の夕陽の絶景 由良温泉



開湯千年以上の名湯 あつみ温泉

金融機関の経営内容について公表(開示)が義務付けられております経営実績の中で、当期純利益・自己資本比率・リスク管理債権・金融再生法による開示債権等は、当金庫の健全性を表す重要な指標と考えております。

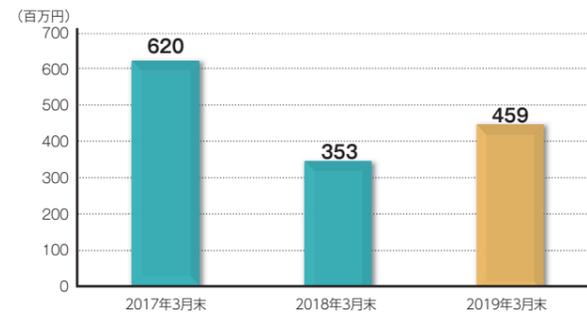
当期純利益

2018年度の当期純利益は**459百万円**です。

一般の企業と同じように信用金庫も一定の利益が出なければ、自己資本や事業の充実が図られず、お客さまのニーズに適切にお応えすることが難しくなります。

利益は、景気・金利動向により左右されますが、当金庫は毎年安定した利益があげられるように努めております。

【当期純利益の推移】



松山歴史公園(酒田市)

自己資本比率

2019年3月末の自己資本比率は**28.27%**です。(国内基準・単体)

金融機関の健全性を推し量る最も重要な指標が自己資本比率です。各金融機関同一基準での算定と情報開示が義務付けられている指標で、この比率が高いほど健全性が高いと評価されます。

この自己資本比率が4%(国内基準の場合)を下回ると、金融当局より行政措置が発動されることになっております。

当金庫はこれまで利益の積立や引当金の計上などにより自己資本の充実を図り、2019年3月末の自己資本比率は28.27%となりました。

【自己資本比率】(国内基準・単体)

(単位: 百万円)

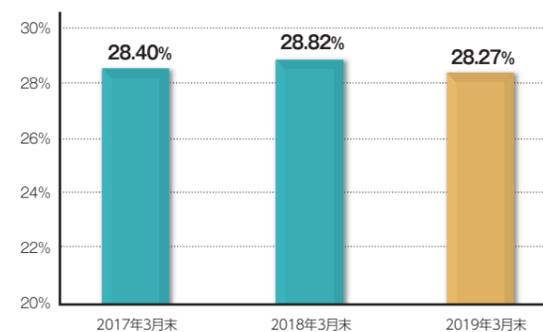
	2018年3月末	2019年3月末
自己資本の額(A)	19,772	20,164
リスク・アセット等の額の合計額(B)	68,586	71,312
自己資本比率(A)÷(B)	28.82%	28.27%

リスク・アセット

リスク・アセットとは、現金回収に危険の伴う資産の合計で、各資産に対して危険度合いに応じたリスクウェイトを乗じて計算しております。
(例: 現金・国債・預金担保貸出0%、県信用保証協会保証付貸出10%、リテール貸出75%、抵当権付住宅ローン35%等)

自己資本比率は単体自己資本比率です。
なお、当金庫には信用金庫法に規定する子会社はありません。

【自己資本比率の推移】



貸出金の安全度 (信用リスク)

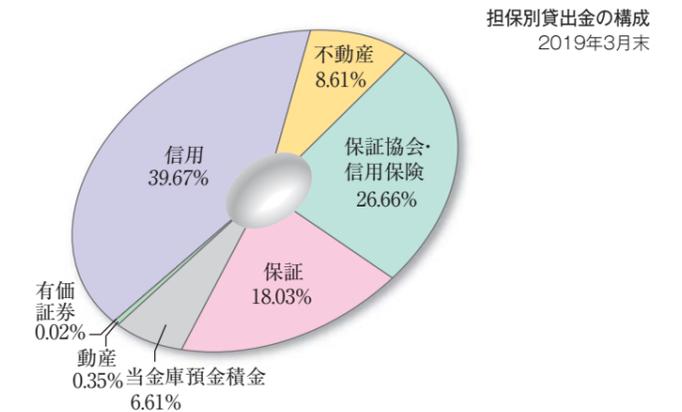
総資産の内37.23%は貸出金であり、この貸出金の変動が当金庫の資産内容に大きく影響することがあります。そのために、そのリスク保全、分散等に努めております。

総貸出金の**60.32%**は保全のとられている貸出金です。

貸出に際しては、不動産、預金、有価証券の物的担保、県信用保証協会や信用度の高い保証機関の保証をしていただくなど保全を図っております。

これらの保全のある貸出金は、2019年3月末総貸出金の60.32%と高い比率となっており、健全な貸出業務を遂行しております。

「保証」は損害保険、生命保険会社の保証及び信販会社保証付貸出金です。「信用」については連帯保証人がついているものがほとんどです。

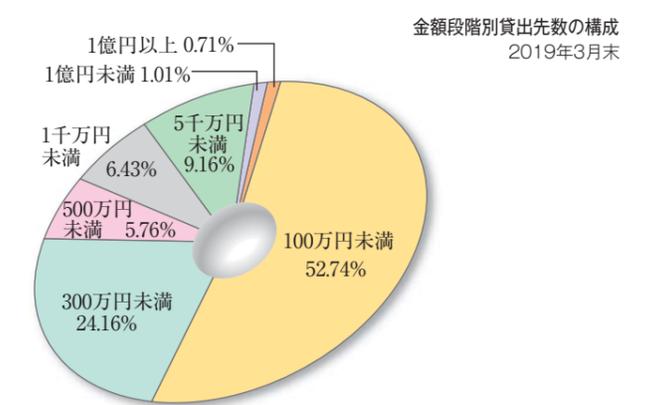


担保別貸出金の構成
2019年3月末

貸出取引先の**76.90%**は300万円未満の先です。

貸出金の運営については、「地域からお預かりした資金は地域へ」を基本に、中小企業や個人事業者及び個人の皆さまに幅広くご利用していただきたく努力しております。したがって小口取引が多いのが特徴といえます。

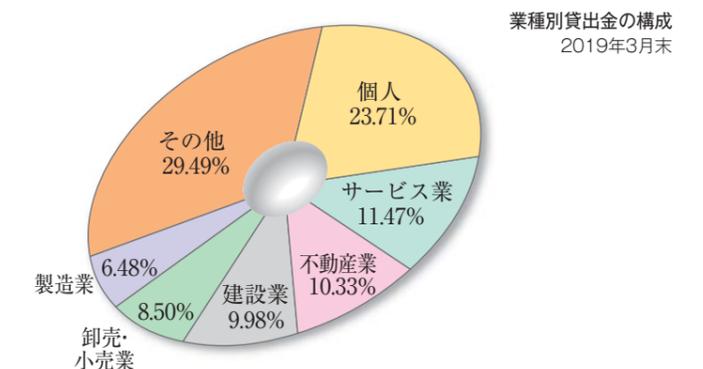
金額段階別でも、300万円未満の貸出取引先は、全体の76.90%となっております。このように小口多数取引をすることは、万一の時のリスクを分散することができ、健全性につながるものと考えております。



金額段階別貸出先数の構成
2019年3月末

貸出金の業種バランスはつぎのとおりです。

地域の金融機関として、より多くの皆さまに、また幅広くあらゆる業種の皆さまにご利用いただけるように努めております。一つの業種が好況だからといって極端に偏ることなく、業種別貸出金構成比に目を配り、特定業種に偏らないようにしております。個人向け貸出が約4分の1を占めておりますが、小口・多数取引によるもので問題はありません。



業種別貸出金の構成
2019年3月末

リスク管理債権

貸出金のうち回収に懸念のある債権には十分な貸倒引当金を計上しております。

リスク管理債権は、金融機関の総資産に占める割合が最も大きい貸出金について、回収に懸念のあるものをその度合いに応じて表し、それらの債権の回収のために講じられている状況等(表1の担保・保証額、貸倒引当金、保全率)で、資産内容が健全かどうかを判断できる指標といえます。

●2019年3月末のリスク管理債権の状況

2019年3月末のリスク管理債権の合計額は3,316百万円です。この金額に対し担保・保証額(注5) 2,351百万円、貸倒引当金(注7) 932百万円を計上しており、保全率は96.64%となっております。

【表1】リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	残高	担保・保証額(注5)	貸倒引当金(注7)	保全率(%)
破綻先債権(注1)	2018年3月末	234	120	100.00
	2019年3月末	263	125	100.00
延滞債権(注2)	2018年3月末	3,415	2,415	99.57
	2019年3月末	3,024	2,226	99.46
3ヵ月以上延滞債権(注3)	2018年3月末	—	—	—
	2019年3月末	—	—	—
貸出条件緩和債権(注4)	2018年3月末	31	0	0.00
	2019年3月末	28	0	0.00
合計	2018年3月末	3,682	2,535	96.84
	2019年3月末	3,316	2,351	96.64

※これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

※保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権

金融再生法上の不良債権の保全不足額には十分な貸倒引当金を計上しております。

金融再生法開示債権は情報開示としての有用性を高め、開示基準の透明性を向上させるとの観点から、貸出金に、債務保証見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券および外国為替を加えた資産の自己査定(注6)の結果からとらえたものとなっております。

●2019年3月末の金融再生法開示債権の状況

2019年3月末の金融再生法開示債権の合計額は86,924百万円です。その中で不良債権とされる合計額は3,371百万円で、開示債権合計額の3.87%となっております。この金額に対し担保・保証額2,379百万円、貸倒引当金959百万円を計上しており、保全率は99.03%となっております。

【表2】金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	保全率(%)		引当率(%)
			(b)/(a)	(d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	2018年3月末	3,758	3,721	99.03	96.95
	2019年3月末	3,371	3,338	99.03	96.73
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(注8)	2018年3月末	780	780	100.00	100.00
	2019年3月末	610	610	100.00	100.00
危険債権(注9)	2018年3月末	2,945	2,941	99.85	99.38
	2019年3月末	2,732	2,728	99.84	99.30
要管理債権(注10)	2018年3月末	31	0	0.00	0.00
	2019年3月末	28	0	0.00	0.00
正常債権(注11)	2018年3月末	80,780			
	2019年3月末	83,552			
合計	2018年3月末	84,538			
	2019年3月末	86,924			

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

注記説明

注	破綻先債権	自己査定
注1	「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。 ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者	「正常先」…業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先 「要注意先」…下記に該当し、今後の管理に注意を要する債務者 ①金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある債務者 ②元本返済もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者 ③業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者 「破綻懸念先」…現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 「実質破綻先」…法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 「破綻先」…法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(注1)
注2	「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金	
注3	「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。	「貸倒引当金」は、自己査定(注6)に基づき算出、計上した金額です。なお、【表1】リスク管理債権の引当・保全状況に記載されている貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
注4	「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。	「破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破綻先・実質破綻先)に該当する債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
注5	「担保・保証額」は、自己査定(注6)に基づいて計算した担保の処分により回収が可能と見込まれる額及び保証による回収が可能と見込まれる額の合計額です。	「危険債権(破綻懸念先に該当する債権)」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
注6	「自己査定」とは、金融機関の保有する資産(貸出金等)を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することで、預金者の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にあるかを判定するために金融機関自らが行う資産の査定をいいます。 ◎債務者区分 債務者区分とは、債務者(貸出先等)の財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力の判定と債務の履行状況等によりその債務者をつぎの5段階に区分することをいいます。	「要管理債権」とは、自己査定(注6)において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」(注3)及び「貸出条件緩和債権」(注4)に該当する貸出金をいいます。
注7		「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」(注8)、「危険債権」(注9)、「要管理債権」(注10)以外の債権をいいます。

貸倒引当金

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	31	26	—	31
	2018年度	26	30	—	26
個別貸倒引当金	2017年度	1,324	1,153	162	1,161
	2018年度	1,153	959	80	1,072
合計	2017年度	1,355	1,179	162	1,193
	2018年度	1,179	989	80	1,099

貸出金償却額

(単位:千円)

	2017年度	2018年度
貸出金償却	—	—



大宝館

会員の皆さまの総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため総代会制度を採用しております。総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

会員数 23,053名 2019年6月30日現在	総代数 118名 2019年6月30日現在	(総代) ・総代の定数は 100人 以上130人以内 とする。 ・総代の任期は 3年 とする。 (定款より抜粋)
--	---	---

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

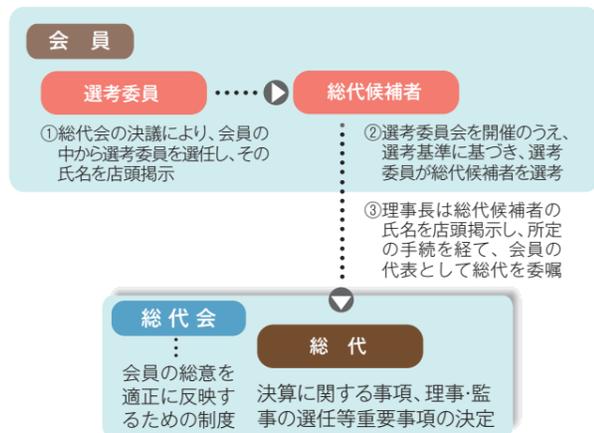
そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代の選任区域及び定数

- 総代選任のため、この金庫の地区を3区の選任区域に分ち、総代の定数は会員数に応じて選任区域ごとに定めるものとする。
- 総代の選任区域及び選任区域ごとの総代の定数は別に定める。

総代候補者選考委員

- 総代選任のため選任区域ごとに総代候補者選考委員をおく。
- 総代候補者選考委員の数は、選任区域ごとに3人以上とする。
- 理事長は、総代会の決議により会員のうちから選考委員を委嘱し、その氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示するものとする。

総代候補者の選考

- 総代候補者選考委員は、総代選任の必要が生じたときは、当該選任区域の総代の定数に相当する総代候補者を選考し、その氏名を理事長に報告しなければならない。
- 理事長は、前項の報告があったときは、直ちに、総代候補者の氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示し、かつ、かかる掲示が行われている旨の公告を第6条に規定する新聞紙上(庄内日報)に掲載しなければならない。掲示の期間は1週間を下らないものとする。
- 会員は、前項の掲示に係る総代候補者のうち総代となることについて異議のある者があるときは、当該掲示に係る公告の掲載のあった日から2週間以内にこの金庫に対し当該総代候補者の氏名を申し出ることができる。

総代選任

- 総代候補者について、前条3項の規定による異議の申出をした者が当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名をこの金庫の事務所の店頭に掲示するものとする。
- 前項の掲示の期間は1週間を下らないものとする。

第94期通常総代会報告並びに決議事項のお知らせ

6月25日開催の第94期通常総代会において、下記の通り報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

記	
報告事項	第94期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)の業務報告
○貸借対照表、損益計算書の内容報告の件 本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。	○出資証券のペーパーレス化の件 本件は理事会で決議した内容を報告いたしました。
第1号議案 剰余金処分承認の件 原案通り承認可決されました。 第2号議案 定款一部変更の件 原案通り承認可決されました。 第3号議案 理事選任の件 理事全員任期満了に伴う理事選任において理事に加藤捷男、佐藤祐司、高城傑、土井文雄、工藤海藏、根上義孝、佐藤正一の各氏が再選され、新たに藍博之氏が選任されました。 その後の理事会に於いて、会長に加藤捷男、理事長に佐藤祐司、専務理事に高城傑、常務理事に土井文雄、工藤海藏、常勤理事に根上義孝、藍博之、非常勤理事に佐藤正一の各氏がそれぞれ就任しました。	第4号議案 監事選任の件 監事全員任期満了に伴う監事の選任において、監事に眞田順久、佐藤宗雲の各氏が再選され、新たに小林貞氏が選任されました。 小林貞氏は信用金庫法第32条5項に定める員外監事であり、その後の監事会に於いて協議の結果、常勤監事に眞田順久氏が、非常勤監事に佐藤宗雲、小林貞の両氏がそれぞれ就任しました。 第5号議案 理事及び監事に対し退職慰労金贈呈の件 原案通り承認可決されました。

総代名簿(敬称略・氏名の後の数字は総代への就任回数)

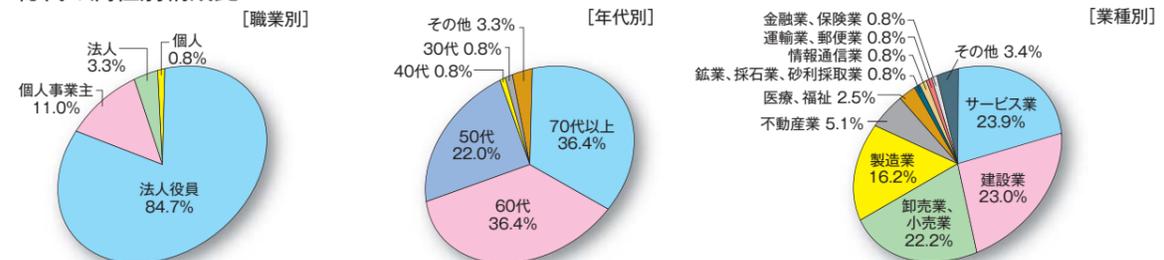
(令和元年6月30日現在)

第1区〔鶴岡市〕	総代数76名
青木 政樹③ 阿部 正彦① 阿部 純次③ 阿部 廣弥⑦ 荒川 昭正③ 五十嵐久廣① 五十嵐隆一⑦	池田 督⑥ 石原 純一② 市岡 隆① 大川 博之⑥ 岡部 寛④ 小野寺正行⑦ 小野寺美千子③
帯谷 伸一⑤ 笠原 俊一② 金子 正幸② 木村 修身⑤ 工藤 令子① 小池 信治② 齋藤 哲⑥	齋藤 康介③ 齋藤 勝⑦ 酒井 忠久⑤ 櫻井 勝也⑦ 佐藤 誠一② 佐藤 友和⑦ 佐藤 友行④
菅原つな子⑩ 菅原 正信② 鈴木 久夫② 鶴岡銀座商店街振興組合⑯ 鶴岡山王商店街振興組合⑱	鶴岡南銀座商店街振興組合⑰ 富樫 秀夫④ 富樫 充⑧ 中村 峰代③ 橋本 政之⑤ 長谷川三男③
畑田 一志④ 松田 修一⑦ 松森 昌保⑪ 三村 一郎④ 宮野 直生④ 村田 久忠③ 森田 政一⑰	山口 庸男③ 吉野 隆一⑤ 渡部 政一② 上野十九治⑥ 紺野 修② 今野 忍① 佐藤 延洋①
富樫 博① 富樫 松夫⑤ 西脇 修④ 長谷川 正② 堀井 善道④ 日向 孝吉⑦ 石畑 茂③	小田 治一⑥ 菅井 保彦⑤ 菅原 徹③ 須田 広行③ 山本 斉⑤ 有賀 昭彦⑦ 太田 正弘②
鶴岡駅前商店街振興組合⑬ 豊田 正④ 石川 修一② 阿部 修④ 佐藤 正晴③ 阿部 進吾⑦	大瀧 俊一① 早坂 剛⑧ 大佐賀隆浩②

第2区〔東田川郡・旧西田川郡温海町・新潟県村上市(旧岩船郡山北町)〕	総代数18名
石田 伸③ 小林 勝晴④ 小林 啓① 齋藤 修④ 齋藤 伸② 齋藤 真子① 富樫 勉②	難波 真一② 渡会 昇⑦ 齋藤 優子① 佐藤 満也④ 本間新之丞⑦ 尾形 榮一⑦ 佐藤 正幸⑦
阿部 孝志⑦ 小野木 覚⑤ 高宮 宏⑥ 高橋 克弘④	

第3区〔酒田市・飽海郡〕	総代数24名
阿部 勝雄⑦ 阿部 知行① 五十嵐由美② 大井誠一郎④ 大滝 健二④ 加藤 聡⑥ 工藤 恵司⑨	今野 光博③ 佐藤 淳司③ 佐藤 悌夫③ 白崎 文雄④ 弦巻 伸② 永田 則男⑤ 西村 修①
新田 嘉七④ 堀 尚志⑤ 青塚 俊男② 小野登志雄⑥ 上野 重征④ 佐藤 廣也② 原田 俊一②	丸山 隆夫④ 渡部 佐界② 前田 稔④

総代の属性別構成比



※業種別の構成比は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

信用金庫のネットワークを生かした取組み

全国の信金ネットワークを活用し、継続的に当地への観光招致活動を実施しています。2018年度も多くのお客さまから来庄していただきました。また、県外の信用金庫との連携協定により、観光招致だけでなくビジネスマッチや業務連携記念商品の取扱などにも取り組んでいます。



●鹿児島相互信用金庫との広域交流事業に関する覚書締結



●鹿児島相互信用金庫との共同開発商品「さくらんぼリキュール」



●小松川信用金庫との共同事業「こましん経営者会」との合同研修会



●東北地区の日本海側4信金による「しんきん日本海連携協定」締結



●村上・庄内交流かけしイベントへの出展



●当金庫職員が観光ガイド研修等を受講し、学んだ知識を生かして来庄したお客さまへのサポートガイドを実施しました。

地域創生・お客さまサポートに関する取組み

お客さまの経営に関する悩みや課題を一緒に解決するため、様々な施策を展開しています。



●ビジネスマッチ東北への参加



●山形大学産学金コーディネーター認定



●庄内地域産業センター連携事業「事業承継税制セミナー」

鶴岡信用金庫若手経営者塾

庄内地方の若手経営者や起業予定者を対象に、地域経済のけん引役となる人材を育成するため、2016年度に「鶴岡信用金庫若手経営者塾・マネジメントキャンパス」を開塾しました。第3期目となる、2018年度は全9回の講義を行い、32名の塾生が卒塾しました。

●開塾式



●講義(全9回)



●卒塾式(2019年2月)



●講師によるパネルディスカッション



●第3期生 32名が卒塾しました。

<人材育成支援活動> **公益財団法人 鶴信村田育英会**

人材育成のための奨学金の貸与を行っています。

<スポーツ支援活動> **公益財団法人 鶴岡信用金庫学事体育振興基金**

鶴岡市、酒田市のスポーツ少年団等の体育活動へ助成を行っています。

各種イベントへの取組み

地域とみなさんとの『ふれあい』を大切に、地域行事への参加や、各種イベントを開催しています。



●しんきん経済講演会



●「信用金庫の日」ご来店感謝イベント



●つるおか大産業まつりへの出展



●つるしん理事長杯ゲートボール大会



●つちだよしはお絵かきコンクール



●夏休み庄内子ども企業探検隊への協力



●鶴岡・酒田各地区での合同ゴルフコンペ



●キッズサッカーフェスティバルへの協力



●合併10周年記念コンサート開催

教育への取組み

地域の子どもたちへの教育に関する取組みや、学術機関への寄贈などの取組みを行っています。



●夏休み学習室の開催



●書籍寄贈



●職場体験学習への協力

福祉・ボランティア活動

毎年開催している羽黒山清掃活動のほか、地域のボランティア活動などにも積極的に参加しています。



●献血活動への協力



●献血活動への協力



●献血活動への貢献に対して厚生労働大臣から表彰を受けました



●ボランティア活動への参加



●ボランティア活動への参加



●児童施設への訪問活動



●羽黒山清掃活動



●羽黒山清掃活動を題材に制作した当金庫のイメージポスターが「第38回信用金庫PRコンクール」のポスター部門で最優秀賞(全信協会長賞)を受賞しました。

クラブ活動紹介

●女子バスケットボール部「ハリー・ホット」



各大会へ出場し好成績を収めています

●つるしん野球部



第64回山形県信用金庫野球大会で優勝し東北大会へ出場しました

1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

(1) 創業・新規事業開拓を目指す顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点と連携を図り、「よろず支援拠点出張無料相談会」を毎月開催しており、創業や新規事業開拓などについて相談できる体制を整えています。
- ②中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(ミラサポ)を活用した創業・新規事業展開などについて相談できる体制を整えています。
- ③当金庫は、創業・新規事業開拓を目指す顧客企業に対し、日本政策金融公庫酒田支店と協調した取組みを行っております。

(2) 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点無料出張相談会の活用により、24先に対して売上増加・販路拡大に関する課題解決支援を行いました。
- ②中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)の活用により1先に対して専門家を派遣し、売上増加・販路拡大に関する課題解決支援を行いました。
- ③山形大学農学部や鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、公益財団法人庄内地域産業振興センターとの連携による「しんきん相談サポートカード」の活用により、顧客企業からの各種相談にアドバイスできる体制を整えています。2018年度は、山形大学農学部との連携により1先の課題解決に取り組みました。
- ④「ビジネスマッチ東北2018」において、取引先4社、1団体と山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学が出席し、当金庫がサポートしました。また、城南信用金庫が主催した「2018よい仕事おこしフェア」に当金庫取引先が出席し、商談と企業PRを行いました。
- ⑤営業店と総合企画部地域創生課が連携し、事業者から各種補助金についての相談を受け、申請支援や事業計画策定支援に取り組んでいます。2018年度は、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金について4先の申請書策定支援を行い、3先が採択されました。

(3) 経営改善が必要な顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点無料出張相談会の活用により、12先に対して経営改善・web広告に関する課題解決支援を行いました。
- ②コンサルティング機能の発揮、最適なソリューション提案の一環として、取引先・営業店と協調して経営改善計画書の策定支援を図っています。2018年度は4先の実抜(合実・暫定)計画書の策定支援を実施しました。経営革新等支援認定機関として、2019年3月末現在で135先の経営改善計画書策定先のモニタリングを実施しています。

(4) 事業再生や業種転換が必要な顧客企業への取組み

- ①山形県中小企業再生支援協議会と連携し、平成2019年3月末現在では14先が事業再生支援に取り組んでいます。

(5) 事業承継が必要な顧客企業への取組み

- ①山形県よろず支援拠点無料出張相談会の活用により、5先に対して事業承継に係る課題解決支援を行いました。2018年度は、山形県事業引継センターとの連携により事業承継に対応できる態勢を整えており、6件の個別相談がありました。

2 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

- ◎当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。なお、2018年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は367件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は16.34%、保証契約を解除した件数は12件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。

3 地域の面的再生への積極的な参画

(1) 信用金庫のネットワークを活用した地域観光のPRと招致活動

- ◎信用金庫のネットワークを活用し、他信用金庫の団体旅行等を招致する事で地域の交流人口を拡大し、地域経済の活性化に寄与することを目的として取り組んでいます。
- ①全国の信用金庫ネットワークを活用し、東京都内および東北、関東、中部、信越地域の信用金庫を対象に継続的に地域の観光情報PRを実施しました。2018年度は、7金庫1,025名のツアーを実現しました。
 - ②当金庫が招致した信用金庫の観光団体については、地元行政や観光協会などと連携し、歓迎セレモニーの開催や旅行参加者へのプレゼントなどを行うことで、来庄者の満足度アップにつなげることができました。

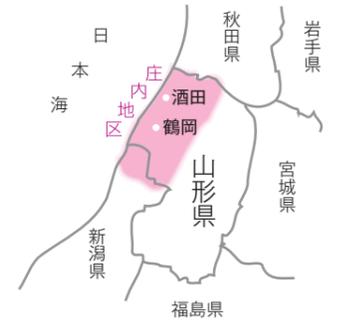
4 地域や利用者に対する積極的な情報発信

(1) 当金庫が行う「地域の面的再生への積極的な参画に関する取組み」についての情報発信

- ◎当金庫が行っている地域密着型金融の取組みを、地域や取引者に対して積極的に情報発信することで、利用者の信頼を高めることを目的として取り組んでいます。
- ①当金庫が行った地域貢献活動について、84件が新聞記事に掲載されました。
 - ②当金庫のホームページやディスクロージャー誌において、「当金庫の地域貢献活動」や「地域密着型金融推進計画」等について各々分かりやすく情報発信を行っています。



いつも「身近で、便利で、頼りになる」地域の金融機関として、つるしんは、庄内一円にふれあいのネットワークを広げています。



【事業区域】

山形県庄内地区・新潟県村上市(旧岩船郡山北町に限る)



【市街地外店舗・出張所】

- 余目支店(東田川郡庄内町)
- 藤島支店(鶴岡市)
- 大山支店(鶴岡市)
- 大山支店湯野浜出張所(鶴岡市)
- 西支店温海出張所(鶴岡市)

信用金庫法に基づく、「預金又は定期積金の受入れ」、「会員に対する資金の貸付け」、「会員のためにする手形の割引」、「為替取引」、政令で定めるところによる「地方公共団体・金融機関その他会員以外に対する資金の貸付」を主要な事業としております。その主な業務は付随業務を含め、次の業務内容としております。

【預金業務】	預 金……当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金 譲渡性預金……譲渡可能な預金
【融資業務】	貸 出……手形貸付・証書貸付・当座貸越 手形の割引……商業手形割引・銀行引受手形の割引
【有価証券投資業務】	預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
【内国為替業務】	送金為替・代金取立等
【証券業務】	国債等の窓口販売・投資信託窓口販売
【確定拠出年金法により行う業務】	確定拠出年金運営管理機関業務
【スポーツ振興くじの販売業務】	スポーツ振興くじ(toto)販売と払戻
【保険窓販業務】	長期火災保険・個人年金保険・終身保険・医療保険・がん保険・傷害保険の窓口販売
【付帯業務】	代理店業務……日本銀行歳入代理店・地方公共団体の公金取扱業務
【銀行代理業】	信金中央金庫代理店
【電子債権記録業に係る業務】	電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

商品・業務のご案内 [サービス業務]

種 類	特 色
キャッシュカードサービス (しんきんゼロネットサービス)	当金庫の本支店及び店外キャッシュコーナーでお預け入れ、お引出し、お振込み、通帳記帳、残高照会のほか、全国の信用金庫及び提携金融機関のキャッシュコーナーで現金をお引出しすることができます。下記の時間帯の信用金庫同士のATM利用には、手数料がかかりません。 (平日/8:45~18:00の入出金、土曜日/9:00~14:00の入出金)
国債の窓口販売	個人向け国債、利付国債の取扱いを行っております。
公金の納付窓口	窓口で国税、事業税、自動車税及び市町村公金の納付ができます。
自動受取サービス	各種年金、給与、賞与、配当金等が支払いと同時にお客様の預金口座に自動的に振込まれます。
自動支払サービス	公共料金、税金、クレジット代金、授業料、保険料などのお支払いが自動的に行われます。
自動集金サービス	当金庫がお客様の代わりに、売上金を集金いたします。
外貨預金・外国為替取次	外貨預金の受入や外国為替取引のお手伝いをしております。
個人向け信託商品	元本保証により高い安全性を確保するとともに、信託機能の活用により、お客様の円滑な相続・贈与のニーズにお応えいたします。
自動貸金庫	預金証書、権利証、有価証券など、お客様の大切な財産を安全に保管することができます。窓口の職員に依頼する必要がなく、カードと鍵だけでご自由に出し入れ可能な自動貸金庫です。
夜間金庫	当金庫の営業時間以降に、毎日の売上金などを安全にお預かりいたします。
アンサーサービス	電話、ファクシミリにより預金残高や振込明細などのお知らせをいたします。
純金積立	毎月3,000円から純金を購入し、積立てた純金は売却・金貨と交換・金地金として引出すことができます。
個人インターネット バンキングサービス	自宅のパソコン・携帯電話から残高照会・入出金明細照会・振込・振替・マルチペイメントネットワークを利用した税金や各種料金の払込みのサービスをご利用できます。
法人インターネットバンキングサービス	総合振込・給与振込・賞与振込・口座振替のサービスをご利用できます。
セブン・イレブンにある セブン銀行ATMサービス	当金庫のキャッシュカードで、セブン・イレブンにあるセブン銀行ATMをご利用できます。入出金・残高照会のサービスをご利用できます。利用可能時間内は入出金取引一律108円(残高照会は無料)がかかります。
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権は、インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子記録債権機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡を行うことができます。

当金庫では、地域の皆さまの着実な資金づくりのお手伝いをさせていただくとともに、当金庫に給与振込を指定いただいている皆さま、年金のお受け取り・振込をご指定またはご予約をいただいた皆さま、退職金をお預けいただいた皆さま向けのお得な各種商品を取り揃えております。

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
総 合 口 座	「貯める・使う・借りる」3つのサービスが一冊の通帳にセットされています。必要な時には、定期預金、定期積金残高の90%、最高300万円までご利用いただけます。	普通預金=出し入れ自由 定期預金=各預入期間に対応	普通預金=1円以上
普 通 預 金	給与・年金・配当金の受け取り、公共料金、各種クレジットの自動振替などにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 普 通 預 金	無利型普通預金で預金保険制度により全額保護されています。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	個人のみが対象となります。	出し入れ自由	1円以上
当 座 預 金	小切手・手形をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまった資金の一時的な資金運用に適しています。	据置期間7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	引き出しは納税時	1円以上
スーパージン	将来のプランに合わせて毎月定額を積み立てていく預金です。	6ヵ月~5年	1,000円以上
財 形 預 金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	—	—
一般財形預金	貯蓄目的が自由な預金です。	3年以上	100円以上
財形年金預金	財形住宅と合算して元利合計550万円までの利息が非課税になります。	5年以上	
財形住宅預金	住宅取得のため計画的に資金を貯める預金です。住宅取得目的であれば5年以内でも払出しができ且つ非課税となります。	5年以上	
定 期 預 金	一番金利の有利な預金です。長期計画の財産づくりに最適です。	—	—
大口定期預金	大口資金の運用に適した高利回りの定期預金です。	1ヵ月~5年	1,000万円以上
スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。	1ヵ月~5年	100円以上 1,000万円未満
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年を経過すれば1ヵ月前のご通知で自由にお引出しできます。	最長3年	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	金利情勢に応じて適用金利が6ヵ月ごとに変動し、タイムリーな金利で運用する定期預金です。	1年~3年	100円以上
定額複利預金	お預け入れ後、6ヵ月以降は自由にお引出しできます。期間に応じて金利がステップアップしますので、長く預ければ預けるほどお得な定期預金です。	6ヵ月~5年 据置期間6ヵ月	1万円以上

[おすすめ商品]

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
特だね定期預金	当金庫で給与振込み(10万円以上)をご利用されているお客さまだけの預金です。店頭表示金利に金利を上乗せしてお預け入れいただけます。	1年	1万円以上 500万円以内
年 金 定 期 預 金	当金庫で公的年金・企業年金を自動受取されているお客さまだけの預金です。店頭表示金利に金利を上乗せしてお預け入れいただけます。	1年	1万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)
しんきんセカンド ライフ定期預金	退職金を定期預金にお預けいただいたお客さまだけの預金です。店頭表示金利に金利を上乗せしてお預け入れいただけます。	3ヵ月、1年以上	退職金受取額を限度
しんきん子育て 応援定期積金 「大きくなあれ!」	当金庫へ児童手当の受給口座をお持ちの方、「やまがた子育て応援パスポート」をお持ちの方、18歳以下のお子様3人以上いる方を対象とした定期積金です。	3年以上5年以内	掛込金額 1万円以上 10万円以内

◎用途に応じた豊富なラインナップ

当金庫では、地域のお客さまに対して必要な資金を迅速、かつ安定的にご融資していくことが重要な使命であると考え、住宅資金・教育資金・車購入資金・事業資金等の各種ローン商品を取り揃えております。

種 類	特 色	期 間	ご融資限度額
■住まいのローン【住宅に関するローンです】			
住宅ローンふれあっと	住宅新築、新築・中古住宅購入、土地購入、リフォーム、借換資金にご利用できます。ご希望により三大疾病保障特約の加入も可能です。	35年以内	8,000万円
住宅ローンすまいる	住宅新築、新築・中古住宅購入、土地購入、リフォーム、借換資金にご利用できます。ご希望により三大疾病保障特約、がん保障特約の加入も可能です。	35年以内	10,000万円
ふれあっと リフォームローン	無担保扱いで住宅の増改築やバリアフリー、住宅設備機器購入にご利用できます。地球温暖化対策の対象工事のお申込みに対応した「プラス・エコ」もございます。お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	15年以内	1,000万円
グッドちょいす	住宅ローンの借換を無担保扱いでご利用できます。	20年以内	2,000万円
■車のローン【車に関するローンです】			
SDカーローン	自家用車の購入、車庫新築、車検、自家用車購入資金等の借換にご利用できます。ゴールド免許証の方や、お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	10年以内	1,000万円
ルート2000マイカーローン	自家用車の購入、車庫新築、車検、自家用車購入資金等の借換にご利用できます。新卒者でもご利用できます。お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	10年以内	1,000万円
■その他個人向けローン【旅行や趣味などに幅広くご利用できます】			
ふれあっと個人ローン	お使い道自由な便利なローンです。「早い」「安い」「簡単」の三拍子揃ったローンです。	10年以内	500万円
ふれあっとシンプルローン	お使い道自由な便利なローンです。運転免許証もしくは健康保険証で申込が可能です。事業資金にもご利用いただけます。	10年以内	500万円
ふれあっと教育ローン	学校納付金及び教育関連資金にご利用できます。元金の返済は卒業予定月まで据置もできます。お取引に応じた適用金利の引き下げがあります。	16年以内	1,000万円
しんきん教育カードローン	極度額以内であれば、入学から卒業までいつでも何度でもカードで出金可能です。	1年更新	500万円
しんきん夢かなえ隊	お使い道自由な便利なローンです。当金庫窓口等の他に、電話、ファックス、インターネットでもお申し込みができます。	10年以内	1,000万円
カードローンしんきん きゃっする900	パートやアルバイトの方もご利用可能な用途自由のカードローンです。当金庫窓口等の他に、電話、ファックス、インターネットでもお申し込みができます。	3年更新	900万円
■事業性のローン【事業資金にご利用できます】			
経営サポート保証制度	迅速かつタイムリーに皆様の資金ニーズにお応えします。運転資金、設備資金、運転設備資金に幅広くご利用いただけます。	10年以内	5,000万円
しんきん地域育成ローン	運転資金、設備資金等の事業資金にご利用できます。	運転15年以内 設備25年以内	3,000万円
事業者カードローン	運転資金、設備資金等の事業資金にご利用できます。カード1枚で気軽に素早くご利用できます。	2年更新	2,000万円
事業者セーフティローン	運転資金・設備資金等の事業資金にご利用できます。都度の借入申込が不要で通帳と印鑑で繰り返しご利用できます。	2年更新	28,000万円
ビジネスバック アップローン	事業を営む個人事業主の方がご利用できます。運転資金・設備資金等の事業資金にご利用できます。	5年以内	500万円

◎資金を運用する、将来にそなえる

大切な資金を上手にためたり、ふやしたり。当金庫では、お客さま一人ひとりの資金づくりや資産運用をサポートするさまざまな商品をご用意しております。

■投資信託（積立投信もお取り扱いしております）

投資信託は、投資家から集めた資金を1つにまとめて大きな資金として、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する商品です。投資信託は預貯金とは違い「投資」ですから、高い収益が得られることもあれば、逆に投資額を下回る可能性もあります。当金庫で2019年6月末現在取扱っているファンドは、以下の通りです。

1. しんきん公共債ファンド
2. グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)
3. DIAM高格付外債ファンド(トリプルエース)
4. 世界のサイフ
5. DIAM高格付インカム・オープン(ハッピークローバー)
6. ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(杏の実)
7. ニッセイ日本勝ち組ファンド(3ヵ月決算型)
8. しんきん好配当利回り株ファンド
9. しんきんトビックスオープン
10. しんきんインデックスファンド225
11. しんきん3資産ファンド(毎月決算型)
12. DIAM世界3資産オープン(ハッピーハーモニー)
13. しんきんJリートオープン(毎月決算型)
14. 新光US-REITオープン
15. つみたてNISA たわらノーロード 日経225
16. つみたてNISA たわらノーロード 新興国株式
17. つみたてNISA たわらノーロード バランス(8資産均等型)

■個人年金保険

老後の生活資金を計画的に準備できます。加入時に定めた年金額を確実に受取ることができる定額個人年金保険(一時払型と積立型)をお取り扱いしております。

■一時払終身保険

大切なご家族のために、万一の死亡保障を一生にわたって確保できる、一時払型終身保険をお取り扱いしております。

■住宅ローン関連火災保険

住宅ローンをご利用されるお客さま専用の長期火災保険です。充実した補償内容の保険を提供しております。住宅ローンの借入時にお申込ください。

■医療保険・がん保険

これからのライフプランを実現するため、少ない掛け金で病気やケガによる入院や通院、手術や治療を受けた場合に備える「医療保険」と、がん治療費用を継続的にカバーする「がん保険」をお取り扱いしております。

■傷害保険

ケガに備える傷害保険は、確かな安心をお手ごろな年払保険料にて提供しております。24時間、日本国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。大切なお子さま・お孫さまのための「キッズプラン」もお取り扱いしております。

主な手数料一覧 (2019年4月1日現在)

Charge List

(消費税込 単位：円)

項目	基準	手数料			
		会員	非会員		
貸金庫手数料	美原町支店・若宮町支店【小】1庫 (年間)	会員	2,700		
		非会員	5,400		
自動貸金庫手数料	本店営業部【大】1庫 (年間)	会員	15,552		
		非会員	16,848		
	本店営業部【中】1庫 (年間)	会員	12,960		
		非会員	14,256		
	東大町支店・富士見町支店・余目支店【小】1庫 (年間)		会員	5,400	
			非会員	6,480	
カード再発行手数料		1枚	1,080		
代理人カード発行手数料		1枚	1,080		
手形用紙・小切手用紙交付手数料	約束手形帳・為替手形帳	1冊	864		
	約束手形帳・為替手形帳【記名判登録】	1冊	972		
	小切手帳	1冊	648		
	小切手帳【記名判登録】	1冊	756		
	記名判登録・変更手数料	登録・変更時	3,240		
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	540			
通帳・証書再発行手数料	1冊(1枚)につき	1,080			
カード再発行手数料	CDカード・カードローンカードの再発行(1枚につき)	1,080			
残高証明書発行手数料	定例発行(住宅ローン特別控除用証明書含む)	1通	540		
	随時発行【当金庫制定帳票】(住宅ローン特別控除用証明書含む)	1通	648		
	随時発行【当金庫制定外帳票】	1通	1,080		
	英文による証明書発行	1通	1,080		
預金口座振替停止手数料	お客さまからの依頼1件につき	324			
各種取引履歴検索手数料	取引履歴検索システム・COMによる検索 ※出力枚数に応じて手数料を加算する	1件	1,080		
		1～10枚	加算なし		
		11～50枚	1枚につき21円加算		
		51枚以上	1枚につき54円加算		
円貨両替手数料	紙幣・硬貨の合計枚数(受渡または持込枚数のいずれか多い方) ※汚損・記念硬貨・同一金種の新券への交換は不要	1～100枚	無料		
金種指定払戻手数料	指定された紙幣・硬貨の合計枚数 ※払戻枚数から「1万円札を除いた枚数」の合計 ※1回のお取扱いにあたり複数枚の「払戻請求書」「小切手」により金種払戻がある場合は紙幣と硬貨の合計枚数	101～500枚	324		
		501～2,000枚	756		
		2,001枚以上	1,000枚毎324円加算		
硬貨入金手数料	硬貨の合計枚数 ※1回のお取扱いにあたり複数枚の「入金票」により硬貨入金がある場合は硬貨の合計枚数	324円加算			
ATM利用手数料	当金庫カード	平日	8:00～20:00(21:00)	無料	
		土曜日	8:00～19:00	無料	
		日曜日祝日	9:00～19:00	108	
	他全国信用金庫カード (しんきんゼロネットサービス) ※利用時間はMICS標準時間です。	平日	8:00～8:45	108	
			8:45～18:00	無料	
			18:00～20:00(21:00)	108	
		土曜日	8:00～9:00	108	
			9:00～14:00	無料	
			14:00～19:00	108	
	日曜日	9:00～19:00	108		
		他行カード (基本パターン) ※但し、他行の取り決めにより異なります。	平日	8:00～8:45	216
			8:45～18:00	108	
18:00～20:00(21:00)	216				
土曜日	9:00～14:00	108			
	14:00～17:00	216			
	日曜日祝日	9:00～17:00	216		
セブン銀行 ※残高照会は無料	平日	7:00～22:00	108		
	土日祝日	8:00～20:00	108		

(消費税込 単位：円)

項目	基準	同一店		本支店		他行庫				
		会員	非会員	会員	非会員	会員	非会員			
振込手数料	窓口	電信	3万円以上	108	216	432	540	756	864	
			3万円未満	108	216	216	324	540	648	
		文書	3万円以上	216	324	540	648	864	972	
			3万円未満	216	324	324	432	648	756	
	※視覚障がいをお持ちの方は、上記金額より108円引き下げになります。									
	ATM	現金・他行カード	3万円以上	108		432		756		
			3万円未満	108		216		540		
		当金庫カード	3万円以上	無料	108	216	432	540	756	
			3万円未満	無料	無料	無料	216	324	540	
	IB・FB・HB・テレホンバンキング(コール)	3万円以上	無料	無料	216	324	540	648		
3万円未満		無料	無料	無料	108	324	432			
※FBは振込の翌日以降一括で、HBは振込の都度明細毎に引落しとなります。										
代金取立手数料	振込訂正手数料		1件		864					
	振込組戻料		1件		864					
	庄内手形交換所内	同一市町村内	商手・相手以外の手形類(小切手等)	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
			商手・相手	無料	無料	324	432	540	648	
	同一市町村外	商手・相手以外の手形類(小切手等)			324	432	324	432		
		商手・相手			324	432	540	648		
	他交換所宛	普通扱(集中取立)						540	648	
		至急扱(個別取立)						756	864	
	出納代手取立 ※取扱金融機関が仙台市にある、即日入金可能なもの(株式配当金領収証含む)						540	648		
	※割引を伴う他行庫宛代金取立については、信用調査手数料として54円を上乘せした手数料の徴求となります。また、既に取立済みの他行庫宛手形の割引は、信用調査手数料として54円追加徴求となります。									
取立手形組戻料 ※他所発送済みの場合に限り。		1件		1,080						
不渡手形返却料		1件		1,080						
取立手形店頭呈示料 ※受託金庫が遠隔地店舗にいわゆる店頭呈示の方法により取立てる場合とし、その費用が手数料を超えるときは所要実費とさせていただきます。		1件		1,080						
月額基本料金	しんきんインターネットバンキングサービス(個人IB)		オンラインサービス		無料					
※毎月10日に指定口座から自動引落しとなります。	しんきん法人インターネットバンキングサービス(法人IB)		オンラインサービス		540					
			データ伝送・オンラインサービス		3,240					
※法人IB・FB・HBの複数契約における月額基本料金の上限金額は3,240円となります。	ファームバンキングサービス(FB)		データ伝送サービス		3,240					
	ホームバンキングサービス(HB)				1,080					
	テレホンバンキング(コール)				216					
しんきん法人インターネットバンキングサービス新規契約手数料(データ伝送取引開始：初回のみ)				1,080						

しんきんでんさいサービス手数料

(1件当たり・消費税込 単位：円)

項目	手数料	
新規契約手数料	無料	
月額基本手数料	無料	
記録請求手数料(オンライン)	発生記録手数料(債務者請求方式)	432
	発生記録手数料(債権者請求方式)	432
	譲渡記録手数料	324
	分割譲渡記録手数料	432
	保証記録手数料	432
	変更記録手数料	432
	支払等記録手数料	432
資金入金取扱手数料	216	

融資関連手数料一覧表

(消費税込 単位：円)

種類	基準	手数料
条件変更手数料	返済期間・方法等の変更時	5,400
※ご利用残高等に応じ無料とさせていただく場合があります。詳しくは窓口等へお問合せください。		
種類	基準	手数料
繰上返済取扱手数料	証書貸付のみ	5,400～32,400
※お借入商品・お借入日からの経過期間・ご利用残高・ご返済内容等により異なりますので、詳しくは窓口等へお問合せください。		
種類	基準	手数料
融資証明書発行手数料	1通につき	3,240

◆その他の手数料等につきましては営業店窓口等へお問合せください。

※上記手数料には消費税および地方消費税8%相当額が含まれております。 2019年4月1日現在

鶴岡信用金庫内部統制システム構築の基本方針

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

- 1) 理事会で決議した「鶴岡のコンプライアンス基本方針」のもと、コンプライアンス重視の経営が社会的責任であることを周知徹底する。
- 2) コンプライアンスについて規定した「コンプライアンス綱領」を全役員が所有し、その法令等遵守を周知徹底する。
- 3) コンプライアンスの主管部署を置くとともに、その統括をリスク管理・ALM委員会が行い、コンプライアンス態勢の整備・充実を図る。
- 4) 事業年度毎に「コンプライアンスプログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスプログラムの積極的な実施によりコンプライアンス態勢の充実を図る。
- 5) コンプライアンスにかかるホットラインを設け、自浄機能発揮による不祥事件の未然防止及び早期発見に組織として取り組む。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 職務の執行に係る文書は、文書取扱規程、文書保存管理規程等に基づき、制定された保存年限・保存場所に保存及び管理する。
- 2) 理事の意思決定にかかる文書については、理事会規程等で付議基準を明確に規定し、制定された保存年限に基づき保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 理事は、リスク管理の重要性の理解のもと職務を執行するとともに、リスク管理の適切性確保のための体制を構築する。
- 2) リスク管理の基本方針及び各リスクの管理方針のもと、各リスク管理規程に基づき、適切なリスク管理を行うとともに、リスク管理・ALM委員会が各リスク管理を統括し、統合的にリスクを管理する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 理事会において決定する経営計画・事業予算に基づき、各部門において経営計画の経営目標達成に向けて具体的推進策を策定する。
- 2) 理事会とともに理事会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常勤理事会を設置し、適切かつ効率的な意思決定を行う。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス綱領に定める「鶴岡コンプライアンス基本方針」のもと、自浄メカニズム及び改善メカニズムの機能発揮によるコンプライアンス態勢の充実をコンプライアンスプログラムの着実な実施で実現する。
- 2) コンプライアンスプログラムの実施状況は四半期毎理事会に報告する。
- 3) コンプライアンス研修及び各研修を通じて、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- 4) コンプライアンスホットラインの設置により、不祥事件の未然防止及び早期発見に組織として取り組む。

6. この金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

当金庫では、信用金庫法で規定する子法人はございません。

●内部統制システム構築の基本方針

内部統制については、改正信用金庫法第36条第5項第5号及び同施行規則第23条に基づき、業務の適正を確保するための体制を構築しております。本基本方針は、「内部統制システム」の態勢整備にあたっての基本方針を定めたものであり、当金庫は本基本方針を遵守し今後もコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・充実を図ってまいります。

●経営管理体制

コーポレート・ガバナンス(企業統治)は、健全経営を実現するためには不可欠なものであります。協同組合組織の地域金融機関に求められるコーポレート・ガバナンス体制の構築の具体的な項目は、①半期の経営情報の開示、②監査機能の強化、③総代会機能の強化などであり、経営の透明性を高めるための体制の整備・充実であります。当金庫では、経営の意思決定機関である「理事会」の下部組織として、業務執行上の意思決定機関である「常勤理事会」を設置しており、経営と業務執行において、監督機能強化を図っております。また、総代会機能強化においては、総代選考の仕組み及び総代名簿をディスクロージャー誌に掲載しており、会員の意見が総代を通して経営に反映される仕組みの開示につとめております。

●理事会機能の強化

当金庫の「理事会」の構成は、民間企業出身の有識者も含まれており、適切な経営判断が可能な体制としております。

7. この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該補助員に関する事項

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事会は監事と協議のうえ、その体制など具体的な内容について決定する。

8. 前号の職員のこの金庫の理事からの独立性及び監事の当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

職員の理事からの独立性及び監事の当該職員に対する指示の実効性については、法令の定めるところにより、確保するものとする。

9. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する事項

理事は理事会規程に基づき、重要事項について監事に遅滞なくその内容を報告するとともに、監事は監事会規程および監事監査規程に基づき、報告を求めることができる。

10. この金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当金庫は、金庫のコンプライアンスホットライン等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、これを公益通報保護に関する規程に定めようとして当該規程の内容を当金庫の役員に周知する。
- 2) 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- 3) 当金庫は、金庫のコンプライアンスホットライン等を利用して行う監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない。
- 4) 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

11. この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要であると認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 2) 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

12. その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査結果の報告会の実施により、監事が理事と意見交換を行う機会を設ける。

●監事による監査体制

現在、常勤監事1名、非常勤監事2名(うち員外監事1名)となっており、それぞれ独立して理事の職務の執行、経営の監査を行い、その透明性の確保に努めております。

●会計監査人等

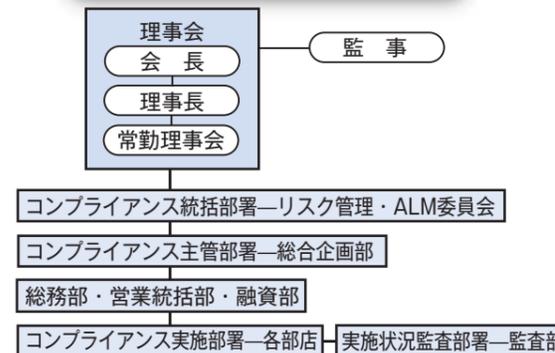
当金庫では、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査を受けております。また、顧問弁護士からコンプライアンス、リスク管理等、法律に関する指導を受けております。

<p>1. 総 代 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金庫の会員の中から選考された総代において、総代会が構成され、それぞれ1票の議決権を有します。 ・毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催される通常総代会のほか、臨時に開催される臨時総代会があります。 	<p>3. 常勤理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行の重要事項に関し、理事長の補佐機関として、金庫全体の業務執行の統制を行っております。 ・業務執行における決定を行なうとともに、理事会に上程する議案を協議しております。
<p>2. 理 事 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営方針、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務執行を監督しております。 	<p>4. 監 事 会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事の職務に関する重要な事項等を決定するとともに、監事の職務執行を監督しております。

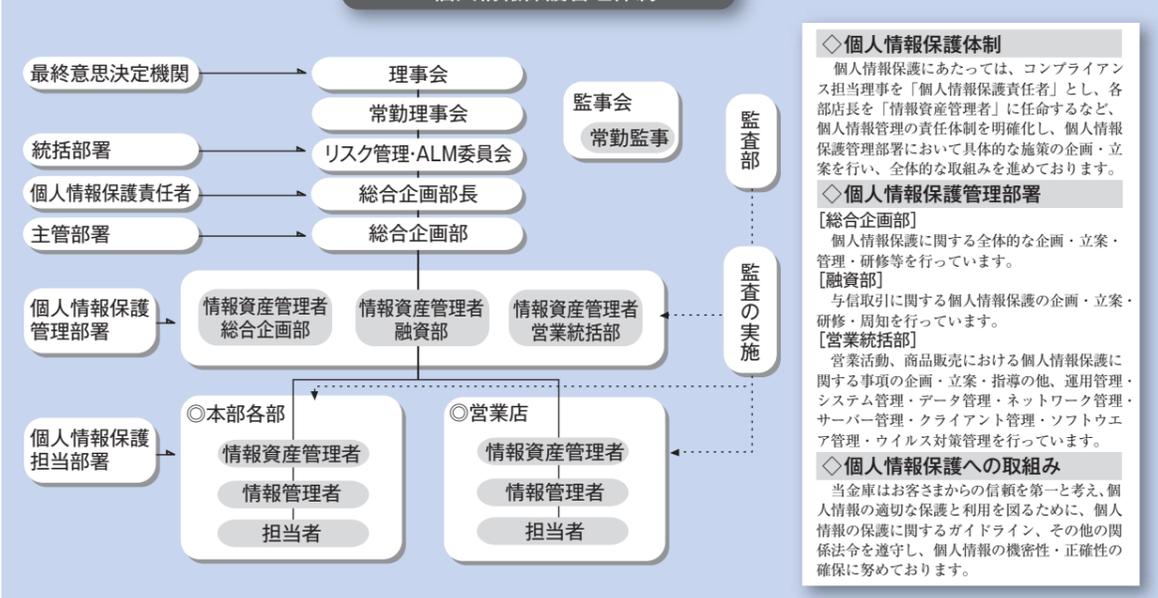
鶴岡のコンプライアンス基本方針

1. 私たちは、地域金融機関のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行ってまいります。
2. 私たちは、資金を必要としている健全な企業と個人に対し、適正に資金を供給するよう最大限の努力を払います。
3. 私たちは、業務に関連する法令やルールの文言はもちろん、その精神までを遵守します。
4. 私たちは、金庫の資産を私的な目的のために使用しません。
5. 私たちは、未公開の情報を使って個人的な利益を追求することはいたしません。
6. 私たちは、顧客情報の扱いには十分な注意を払います。
7. 私たちは、自由で公正な競争を行います。
8. 私たちは、自己責任原則を基本としてフェアな行動をします。
9. 私たちは、反社会的勢力に対して断固とした姿勢を臨みます。
10. 私たちは、顧客や取引先から個人的に資金援助やその他の便益を受けません。
11. 私たちは、利益と倫理が相反する場合は、迷わず倫理を選択します。
12. 私たちは、不正な経理処理や虚偽の報告を行いません。
13. 私たちは、たとえ不正にかかわっていなくても、その疑いを持たれるような行動はとりません。
14. 私たちは、時間外の活動であっても、金庫の業務に支障をきたすようなことは行いません。
15. 私たちは、疑問に感ずることがあれば、躊躇することなく、それを声に出します。
16. 私たちは、人種、国籍、性別、年齢、身体上の相違などに基づく一切の差別を認めません。
17. 私たちは、ここに掲げたことにとどまらず、難解な倫理等の問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してまいります。

法令等遵守(コンプライアンス)の体制



個人情報保護管理体制



*個人情報について

「個人情報」とは「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。当金庫では、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報を取得します。また、お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。お客さまの個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じております。

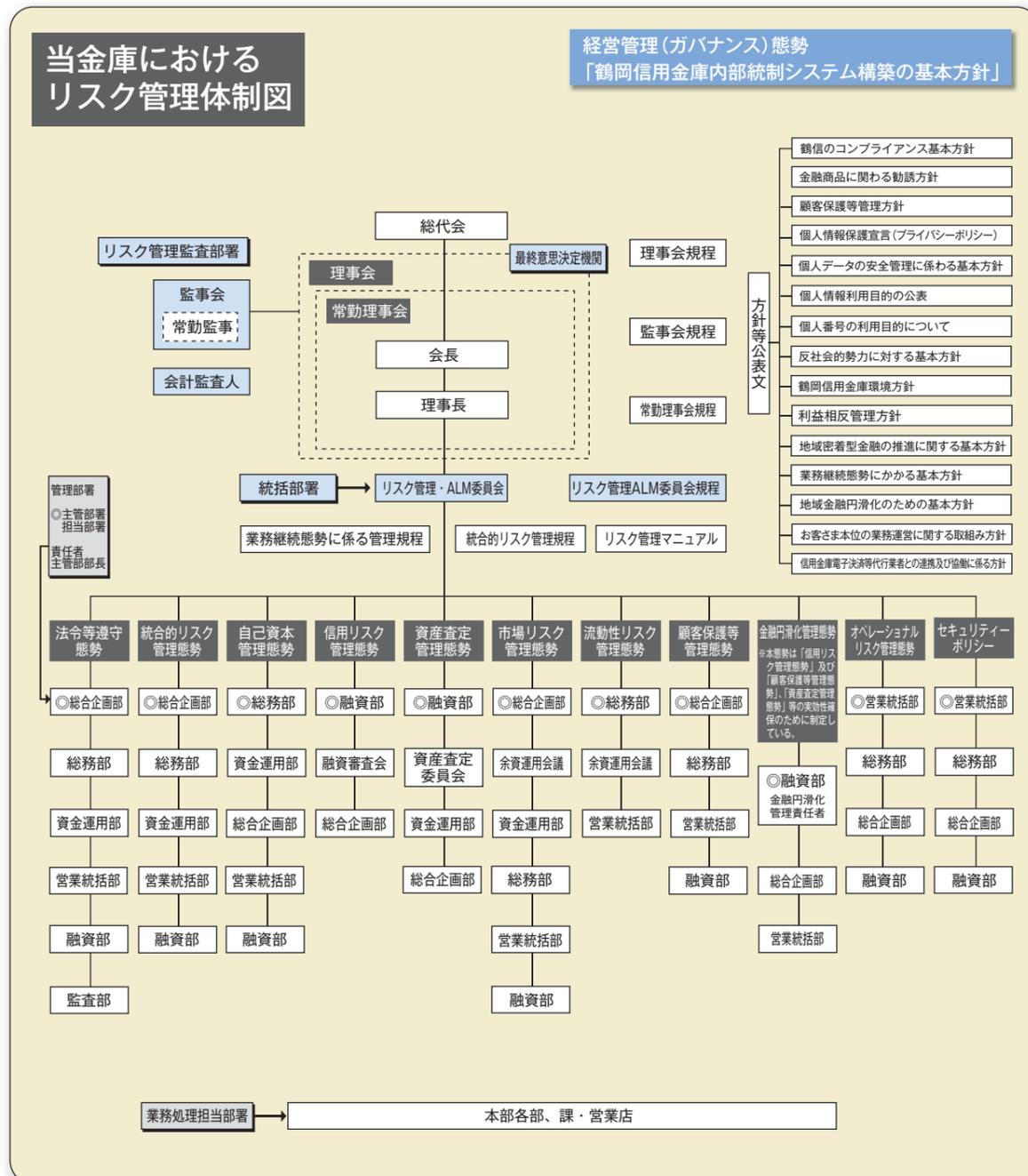
経営環境の変化に伴い多様化するリスクに対し、金庫をあげてリスク管理の強化に努めています。

金融の規制緩和等により経営環境は大きく変化しており、業務範囲の拡大に伴う金融機関を取り巻くリスクも高度化・複雑化しております。

現在、金融機関は、信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場リスク、流動性リスクなどさまざまなリスクを抱えています。加えて投資信託・保険窓口販売などの業務の拡大に伴うリスクも多様化しており、各種

リスクの適切な管理等により経営の健全性確保と収益の安定化を図ることが重要となっております。

このような環境下、当金庫ではリスク管理の強化を金庫経営の最重要課題として位置付け、各リスク担当部門によるリスク管理の充実を図るとともに、リスク管理を統括するリスク管理・ALM委員会の機能強化など、態勢の整備・充実に取り組んでいます。



信用リスク管理

信用リスクとは取引の相手方が支払い不能に陥り、貸出金や利息の回収が困難になり、経済的損失を被ることです。

●与信管理体制

当金庫では、貸出推進を所轄する営業統括部営業推進課、貸出審査を行う融資部融資審査課、また、問題貸出債権の管理と回収にあたる融資部融資管理課がそれぞれ分離独立した体制を構築しており、相互けん制機能を発揮しております。

●貸出審査対応

貸出の際は、営業店長、担当部長、理事長がそれぞれ権限内貸出基準に基づき厳格な審査のうえ決裁を行っております。

また、一定条件に該当する貸出審査は常勤理事を委員とする融資審査会の審査を経て決裁されております。

●与信の危険分散管理

「健全性について」の頁でご説明のとおり、貸出先が特定の業種や大口先に偏ったりしないよう、貸出形態、業種別、担保別、金額階層別、商品別等の角度から定量的な分析を行い、「クレジットポリシー」に基づき適切なリスク配分に努めております。

●自己査定と償却引当

金融機関の保有する資産の透明性と健全性確保のために義務付けられている「自己査定」は、信用リスク管理の手段であるとともに、適切な償却・引当を行うために重要な制度であり、当金庫では金融検査マニュアルに基づく査定基準を制定するとともに、融資部資産査定課を中心とした自己査定体制を確立し、適切な自己査定を行っております。また、償却・引当についても自己査定結果に基づき適切に行っております。

●融資審査能力の向上

事業再生・中小企業金融の円滑化に向けた人材育成の取組みとして「目利き」能力、経営支援能力向上のための内部研修の実施及び外部研修への受講生派遣を積極的に実施し、職員個人のレベルアップを図るとともに、融資担当席会議を定期的で開催し、融資事務取扱に関する能力の向上を図っております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、資産(貸出、有価証券等)・負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクおよび「資金繰りリスク」などの流動性リスクがあります。当金庫では、この市場関連リスクについて、市場リスク管理方針で資金運用の基本方針を定めており、その方針に基づき余資運用規程に定める余資運用体制のもと、余資運用基準に則り、預け金、有価証券、金銭の信託等で余裕金の効率良い運用を行っております。また、経済・金利見通しに基づく新規運用先の検討および余資運用基準と余資運用計画に基づい

た運用が適切に実施されているかを分析・検討するため、余資運用会議を定期的で開催しております。

●リスク管理・ALM委員会

市場関連リスク対応のため、リスク管理・ALM委員会を設置し、市場関連リスクに関する分析および運用・調達の方針を決定する機関として運営しております。

●流動性リスクへのバックアップ体制

全国の信用金庫が会員となり、信用金庫の総合力発揮の推進母体として設立された「信金中央金庫」は、信用金庫の資金需給調整をはかっており、業界の流動性リスク対応のバックアップ体制が確立されております。

事務リスク管理

事務リスクとは、当金庫役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。お客さまから信頼される金庫業務とは、第一に堅確な事務処理を行うこととの認識に立ち、日常の事務ミス防止、事故の未然防止のため、万全の体制を取り事務処理にあたっております。

●事務規程・マニュアル等の整備

当金庫は適切・厳正な事務管理を実現するために、事務管理規程および事務指導要領に基づき、事務取扱の全店統一と厳正な事務処理に努めております。

●内部監査

本部・営業店の厳格な事務処理の遂行状況をチェックするために、毎月各部署に店内自主検査の実施を義務付けるとともに、監査部では年間監査計画に基づいた厳格な内部監査を実施しております。内部監査結果を本部主管部署および営業店にフィードバックすることにより、事務処理の堅確性確保に努めております。

内部検査結果や日常の営業店で発生する問題点や新商品の取扱い等に関連する事務処理の対応・改善を図るために、定期的な事務取扱研修および各種セミナーを開催し、業務知識・技術の修得を図っております。

システムリスク管理

システムリスク管理とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動やシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当金庫では、システムリスク管理要領およびセキュリティポリシーに基づき、システムの安全管理を徹底し、電算室への入室管理を強化するとともに、各店舗における顧客データの管理を徹底しております。また、システムリスク管理態勢の整備強化のために定期的にシステムリスクのチェックを実施しており、システムリスク管理の実効性を高めております。

当金庫は、お客さまからの要望・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総合企画部リスク管理・経営企画課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

鶴岡信用金庫 総合企画部リスク管理・経営企画課

住 所:鶴岡市馬場町1番14号
TEL:0235-22-0059
FAX:0235-24-5581
受付時間:午前9時から午後5時(土・日・祝日を除きます)
受付媒体:電話、手紙、FAX、面談

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総合企画部リスク管理・経営企画課にご相談ください。

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. TEL	03-3517-5825
3. 受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総合企画部リスク管理・経営企画課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

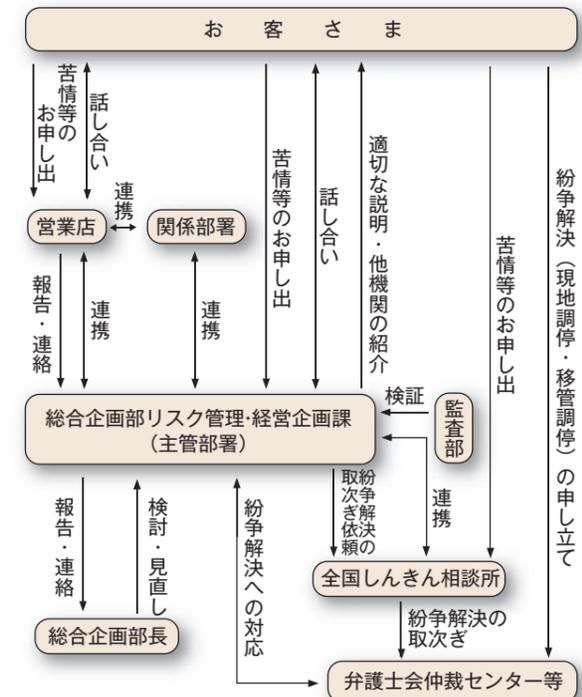
東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総合企画部リスク管理・経営企画課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客さまは、山形県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、山形県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。
7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総合企画部リスク管理・経営企画課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総合企画部リスク管理・経営企画課が連携したうえで、速やかに解決を図ります。
- (3) 苦情等への対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総合企画部リスク管理・経営企画課から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



鶴岡信用金庫環境方針

「地域の中で最も身近で、便利で、頼りになる地域金融機関」を目指しております「鶴岡信用金庫」は、地域社会の一員として、地域社会の繁栄に貢献することを経営の基本方針にしております。

当金庫は、豊かな自然に恵まれた山形県庄内地方を営業基盤としており、ここ庄内の自然環境を守り、また地球温暖化対策など環境問題に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)として捉えております。

環境問題に取り組むにあたっては、当金庫の事業活動における省エネルギー・省資源対策を講ずるとともに、地域金融を通じてお客さまの環境対策をご支援することを基本に下記の「環境方針」のもと取り組んでまいります。



- 1 省エネルギー行動及び省資源行動の取組み**
事業活動に伴う光熱エネルギー・資源エネルギーの削減に努めます。
- 2 地域金融を通じた取組み**
環境保全に役立つ金融商品の取扱い、サービス・情報の提供を通じて、環境保全に取り組まれるお客さまを支援します。
- 3 地域の環境保全への取組み**
地域の自然環境の保全を目指し、環境問題に関する地域貢献活動に取り組めます。

環境方針

- 4 アクション・プログラムへの取組み**
環境保全活動への取組みについては、具体的な行動目標をアクション・プログラムに定め、その達成に努めます。
- 5 法令等遵守**
事業活動に関する環境法規制及び業界の行動指針等に従い、環境問題に取り組めます。
- 6 環境教育の実施**
従業員に対する環境教育を実施し、環境方針の周知を図ります。

ふるさとの環境のために
わたしたちができること

反社会的勢力に対する基本方針

鶴岡信用金庫(以下「当金庫」という)は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



【お問合せ先】
鶴岡信用金庫 総合企画部
住所 〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号
電話 0235-22-0059 FAX 0235-24-5581

大正15年11月	鶴岡市五日町に産業組合法による鶴岡庶民信用組合設立
11月	初代組合長に日向豊作就任
11月	組合員274名 職員3名
昭和 4年 2月	事務所を鶴岡市一日市町に移転
昭和 9年 2月	事務所を鶴岡市馬場町甲3番地に移転
昭和17年 4月	組合長日向豊作逝去 副組合長村田重次郎組合長に就任
昭和19年 9月	事務所を鶴岡市馬場町丙12番地(現本店)に移転
昭和26年 2月	荘内信用組合(旧荘内実業議会)を合併し、鶴岡信用組合と改称、荘内信用組合事務所を五日町支店とする
10月	信用金庫法による鶴岡信用金庫に改組
昭和29年 9月	鶴岡市加茂町に加茂出張所を開設
昭和30年 2月	五日町支店を鶴岡市荒町に移転し、荒町支店と改称
昭和31年 7月	加茂出張所を廃止し、湯野浜に湯野浜出張所を開設
昭和33年 6月	鶴岡市南町に南支店を開設
10月	湯野浜出張所を支店に昇格し、湯野浜支店と称した
昭和35年 1月	本店店舗新築
昭和36年11月	西田川郡温海町に温海支店を開設
昭和40年 1月	荒町支店店舗新築
昭和41年 1月	西支店開設
12月	営業地区を酒田市、飽海郡一円まで拡張し、庄内全域とする
昭和42年 9月	南支店店舗新築
昭和44年 3月	酒田市上本町に酒田支店を開設
昭和47年 6月	鶴岡市大山に大山支店を開設
昭和48年 6月	営業地区を新潟県岩船郡山北町まで拡張
昭和49年 2月	理事長村田重次郎辞任 専務理事風間富治郎理事長に就任
7月	荒町支店を中央支店と改称
9月	鶴岡市錦町に錦町支店を開設
昭和50年11月	創立50周年記念式典を挙行、これを記念して、鶴岡信用金庫学事体育振興基金を設立
11月	中型コンピューターを導入し、業務の大半を機械処理に移行
昭和51年 4月	東北地区信金共同事務センターへ加入し、オンラインが稼動
9月	鶴岡市美原町に美原町支店を開設
昭和53年 6月	酒田市中央西町に酒田北支店を開設
昭和55年 3月	新本部棟竣工
6月	鶴岡市文園町に文園支店を開設
昭和57年 6月	鶴岡市大西町に大西支店を開設
昭和59年12月	大山支店店舗新築
昭和61年 5月	理事長風間富治郎辞任 専務理事斎藤庄治理事長に就任
10月	温海支店店舗新築移転
昭和62年 7月	東田川郡藤島町に藤島支店を開設
昭和63年 9月	鶴岡市日出町に東支店を開設
平成 3年 4月	めざす企業イメージを表すシンボルマークと「信用」「信頼」「しんきん感」を表すシンボルカラーを制定
平成 4年 4月	鶴岡市西新斎町に新斎町支店を開設
平成 6年12月	西支店、家中新町に新築オープン
平成 7年11月	創立70周年記念式典挙行記念に「ふるさと内川モデル事業」に、桜の木及び時計塔を寄贈
平成 9年 4月	インターネットホームページ開設
10月	錦町支店、現在地に新築オープン
平成11年 6月	理事長斎藤庄治辞任 専務理事岩城邦夫理事長に就任
平成12年 1月	理事長岩城邦夫辞任 専務理事五十嵐毅理事長に就任
平成13年 3月	当金庫マスコットキャラクターに鶴岡市出身の絵本作家「土田義晴」作品を起用
4月	「つるしんインターネットバンキングサービス」取扱開始
平成14年 2月	確定拠出年金取扱開始
3月	投資信託窓口販売業務全店に拡大
10月	個人年金保険窓口販売開始
平成15年 6月	理事長五十嵐毅辞任、会長に就任 専務理事加藤捷男理事長に就任

平成15年 6月	個人向け国債販売の取扱開始
8月	「リレーションシップバンキング機能強化計画」の策定及びその取引開始
平成16年 1月	国民生活金融公庫との業務提携開始
7月	商工組合中央金庫との業務協力開始
8月	中小企業金融公庫との業務協力開始
9月	本店営業部と中央支店の店舗統合(中央支店の廃止)
12月	国際指定格付機関フィッチ・レーティングス社より最高位の「★★★」格付取得
平成17年 4月	土曜相談プラザ開設
6月	80周年記念ポスター「年輪」が信用金庫PRコンクールポスター部門で最優秀賞・全信懇会長賞を受賞
8月	羽黒山の境内・参道の清掃並びに祈願祭の実施
11月	鶴岡市へ福祉車輛を寄贈
11月	創立80周年記念式典開催
平成19年 3月	本店営業部にて自動貸金庫サービスの開始
6月	酒田信用金庫と合併にかかる基本協定締結並びに基本合意発表
11月	加藤理事長が黄綬褒章を受章
平成20年 1月	酒田信用金庫と合併契約締結
3月	酒田信用金庫と合併
6月	鶴岡・酒田の両市でキャラクターラッピングバスの運行開始
10月	「鶴岡信用金庫環境方針」の制定、電動バイク導入
12月	鶴岡工業高等専門学校と産学連携協定締結
平成21年 3月	山形大学農学部と産学連携協定締結
9月	酒田北支店・戸野町支店を統合し、新戸野町支店新築オープン
11月	酒田支店・酒田中央支店を統合し、新酒田支店新築移転オープン
11月	西支店・大西支店を統合し、新西支店新築移転オープン
平成22年 3月	「やまがた絆の森」協定締結
平成23年 6月	庄内地区の全小学校へ絵本計830冊を寄贈
11月	東北公益文科大学と産学連携協定締結
11月	若竹町支店新築移転オープン
平成25年 2月	当金庫が「第56回 山新3P賞」の栄誉賞を受賞
5月	当金庫が鶴岡市、酒田市とそれぞれ観光招致に関する連携協定を締結
8月	日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM)との連携協定を締結
8月	経済産業省「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」に基づく「山形大学学金連携プラットフォーム」の構成機関として登録認定
11月	加藤理事長が旭日双光章を受章
平成26年 6月	しんきん婚活応援定期積金「Cupid(クビド)」取扱開始
平成27年 4月	公益財団法人庄内地域産業振興センターと地域経済活性化に向けた連携協定締結
6月	創立90周年記念式典開催、庄内5市町への寄贈
6月	理事長加藤捷男辞任、会長に就任 専務理事佐藤祐司理事長に就任
9月	日本政策金融公庫との包括的な「業務連携・協力に関する覚書」締結
11月	徳川家康公および家臣団とゆかりのある8信用金庫による「地域活性化に向けた業務連携に関する覚書」締結
12月	山形県と県内4信用金庫との「やまがた創生」に関する連携協定締結
平成28年 4月	「鶴岡信用金庫若手経営者塾・マネジメントキャンパス」開塾
4月	村上信用金庫との連携協定締結
6月	山形県よろず支援拠点と県内12金融機関との業務提携
11月	本店営業部と南支店を統合 湯野浜支店を大山支店湯野浜出張所へ種類変更 温海支店を西支店温海出張所へ種類変更 酒田支店を酒田営業部へ名称変更
12月	小松川信用金庫との連携協定締結
平成29年 12月	大山支店リニューアルオープン
12月	本部棟イルミネーション開始
平成30年 1月	本店営業部 店舗建替に伴い旧南支店にて仮店舗営業開始
4月	鹿児島相互信用金庫と交流事業に関する覚書締結
6月	エコノミスト尾畑秀一氏による第33回「しんきん経済講演会」開催
8月	羽黒山の境内・参道の清掃並びに祈願祭の実施
平成31年 2月	新本店営業部竣工 当金庫イメージポスターが第38回信用金庫PRコンクールポスター部門で最優秀賞(全信協会長賞)を受賞
3月	東北地区の日本海側4信金との「しんきん日本海連携協定」締結